

最高裁秘書第1716号

令和3年6月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和3年5月5日付け（同月7日受付、第030160号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和54年7月27日付け最高裁家二第212号家庭局長通達「家事調停室等における事故の防止について」（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

家事調停室等における事故の防止について

昭和 54 年 7 月 27 日家二第212号家庭裁判所
長あて家庭局長通達

最近の家庭裁判所庁舎内における家事事件の当事者その他の事件関係人(以下「事件関係人」という。)による他の事件関係人に対する暴行、傷害等の事故発生状況については昭和五十四年六月二十二日付け最高裁家二第一六五号当職通知をもつてお知らせしたところありますが、この種事故の防止について、万全の対策を講ずることによつて事件関係人の生命及び身体の保護を図り、家庭裁判所の事件処理に対する国民の信頼を確保する必要があります。

この度、家事事件におけるこの種事故の防止上考慮すべき基本的事項を左記のとおり取りまとめましたので、各庁においては、これを参考にして、その実情に応じた事故防止対策要領を定め、その他適切な対策を講じてください。

事故防止対策要領(二部)は、十月十五日までに送付してください。

なお、少年事件における少年の自傷、逃走等の事故の防止についても同様の配慮が必要であると考えますので、既に対策を講じ、又はこの際家事事件における事故防止と併せて対策を講じたときは、その内容を報告してください。

記

一 事故発生のおそれのある事件のは握について

- 1 家事相談、事件の受付及びその後の手続の進行に際しては、事件関係人が裁判所に出頭した場合に他の事件関係人から危害を加えられるおそれがあるかどうかを迅速的確には握するよう事件関係人の言動、申立書の記載内容等に留意すること。
- 2 事件関係人が危害を加えられるおそれのある事件(以下「要注意事件」という。)については、関係職員に周知させる方途を講ずること。

二 要注意事件の手續進行について

- 1 要注意事件の手續の円滑な進行を確保するため、手續の全般にわたつて、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の効果的な活用を考慮すること。
- 2 要注意事件を担当する家事調停委員の指定については、その適否を十分配慮すること。
- 3 要注意事件の事件関係人については、
こと。
また、
こと。
- 4 要注意事件の期日の進行については、あらかじめ家事審判官を中心として担当者間において十分な協議を行い、また、家事調停については、家事審判官、裁判所

書記官及び家庭裁判所調査官が必要に応じて期日出席するよう配慮するほか、家事審判官と家事調停委員との連絡を密にするよう配慮すること。

5 [REDACTED]

[REDACTED]こと。

6 要注意事件においては、特に、事件関係人の所持品に注意すること。

三 事故発生の場合の措置について

事故が発生した場合における通報先を定めるとともに、危害行為の制止、負傷者の救護並びに警察署等の外部機関への通報及び報道関係者への対応に関して、あらかじめ処理態勢を確立しておくこと。